

わかりやすく赤字にしているが実際には黒のボールペンで書く

今回の災害が原因で、遺族が以前に遺族年金を受給していたり、亡くなった人が生前に傷病年金を受給していた場合、
①および会社の証明は不要

その他の（表面に労働保険番号を書いた会社以外の）
就業先についてまだ労基署に申告していないときは記入する。
他の労災給付請求時に申告済みの場合は、この用紙への記入も、
別会社の平均賃金算出のための別紙の提出も不要

様式第16号の9（裏面）

⑪その他就業先の有無		
有 無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 1 社	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
		労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号（特別加入）	加入年月日	年 月 日
oooooooooooo	給付基礎日額	2,123.45 円

事業主や一人親方など
特殊な立場で労災に加盟
しているときに書く

別会社の平均賃金。
別紙で計算した金額

[注意]

- 1 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 2 ①は、死亡労働者に関し遺族年金が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病年金を受けていた場合には記載する必要はないこと。
- 3 ③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- 4 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑤に記載すること。
- 5 ⑥には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。
- 6 ⑤の平均賃金の算定内訳及び⑥の特別給与の総額(年額)の算定内訳を別紙(様式第16号の6の別紙1を使用すること。)を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合を除く。
- 7 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
 - (1) ⑤には、その者の給付基礎日額を記載すること。
 - (2) ⑥は記載する必要はないこと。
 - (3) 別紙の①から⑩まで⑦及び⑧の事項を証明することができる書類を添えること。
- 8 ⑨及び⑩に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 9 この請求書(申請書)には、次の書類を添えること。
 - (1) 請求人(申請人)が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - (2) 請求人(申請人)が死亡労働者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - (3) 労働者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族一時金の支給の請求又は遺族特別支給金若しくは遺族特別一時金の支給の申請であるときは、次の書類
 - イ 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検査書若しくは検視調査書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - ロ 請求人(申請人)と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本((1)の書類を添付する場合を除く。)
 - (4) 遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族一時金の支給の請求又は遺族特別一時金の支給の申請であるときは、(3)のロの書類((1)の書類を添付する場合を除く。)
- 10 ⑪の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第16号の6の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第16号の6の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() -